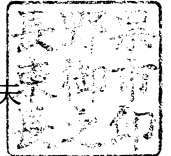


2 福諮問第 1 号
令和 2 年 11 月 20 日

東御市介護保険運営協議会
会 長 小林 峯雄 様

東御市長 花岡 利夫



東御市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画（案）について（諮問）

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条、老人保健法第 20 条の 8 の規定により策定されます。

現計画の「東御市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」（平成 30 年度～令和 2 年度）について、その進捗状況及び評価、並びに社会情勢の変化等を踏まえた見直しを行い、これらを踏まえ、東御市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画（令和 3 年度～5 年度）を策定することについて、東御市介護保険条例第 11 条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

記

1 計画の位置づけ

この計画は、「第 2 次東御市総合計画」を上位計画として位置付けています。

また、「東御市地域福祉計画」に内包され、「東御市障がい者計画」「東御市障がい福祉計画」「東御市健康づくり計画」等との調和・整合を図って策定します。